

令和2年度

実地指導結果の概要



江東区

江東区では、介護保険法第23条の規定に基づき、指定介護サービス事業者等の事業所を訪問し実地指導を実施しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業所を訪問する実地指導を一部中止又は延期しました。

このことにより、下記の36事業所に対して実地指導及び17指定福祉用具貸与事業所に対して書面検査を実施しました。

実地指導

| サービス種類 | 実地指導数 | 文書指摘 事業所数 | 文書指摘延事項数 | | |
|---------------|-------|--------------|----------|----|----|
| | | | 運営 | 報酬 | 返還 |
| 居宅介護支援 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 訪問介護 | 15 | 10 | 17 | 3 | 2 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防支援 | 4 | 4 | 14 | 0 | 0 |
| 介護予防型訪問（総合事業） | 15 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 計 | 36 | 15 | 32 | 3 | 2 |

書面検査

| サービス種類 | 書面検査数 | 文書指摘 事業所数 | 文書指摘延事項数 | | |
|--------|-------|--------------|----------|----|----|
| | | | 運営 | 報酬 | 返還 |
| 福祉用具貸与 | 17 | 1 | 1 | 0 | 0 |

令和2年度に区が実施した実地指導及び書面検査において、各事業所に指摘した主な内容は次のとおりでした。これらについては、それぞれの事業所に改善を求めました。

I 実地指導

1 訪問介護

| 番号 | 分類 | 指摘内容 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 変更の届出等 | <ul style="list-style-type: none"> サービス提供責任者の変更があるにもかかわらず、東京都へ届出を行っていなかった。 |
| 2 | 重要事項説明書の同意 | <ul style="list-style-type: none"> 要介護の利用者に対して総合事業の重要事項説明書に同意の署名を得ており、指定訪問介護の提供を受けることについて同意を得たとは言えない事例が認められた。 |
| 3 | 居宅サービス計画等の変更の援助 | <ul style="list-style-type: none"> 退院時及び施設入所時のサービスが発生した際に、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡が適切に行われず、結果的に居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供していない状況となった事例が認められた。 |
| 4 | アセスメント | <ul style="list-style-type: none"> アセスメントを行わず訪問介護計画を作成している事例が認められた。 |
| 5 | 訪問介護計画の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 訪問介護員等の氏名が記載されていなかった。 サービスの具体的内容が記載されていない事例が認められた。 具体的サービスごとの所要時間が記載されていない事例が認められた。 居宅サービス計画の変更により身体介護サービスが当該居宅サービス計画から削除されたにもかかわらず、訪問介護計画に位置付けたままにしていた事例が認められた。 |
| 6 | 秘密保持等 | <ul style="list-style-type: none"> 従業者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するよう、必要な措置を講じていなかった。 ◆ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認められた。 |
| 7 | 「身体介護中心型」の単位算定 | <ul style="list-style-type: none"> 通院介助において、病院の送迎車への乗降介助後、訪問介護員等が同乗しない病院への移動時間及び、訪問介護員等が本人より先に病院に到着した場合の待ち時間等全ての時間を訪問介護の所要時間として算定している事例が認められた。 |
| 8 | 初回加算 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が同行していないにもかかわらず初回加算を算定していた。 |

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

2 介護予防支援

| 番号 | 分類 | 指摘内容 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 内容及び手続の説明及び同意 | ・ 介護予防サービスの計画にあたって、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について口頭での説明を行うのみで、文書の交付を行っておらず、利用申込者から署名を得ていなかった。 |
| 2 | 研修の機会の確保 | ・ 担当職員の資質の向上を図る研修の機会を確保していなかった。 |
| 3 | 相談スペースの設置 | ・ (臨時に設置した相談スペースに、) カーテン等による仕切りがなく、利用者のプライバシーが守られている状況ではなかった。 |
| 4 | 掲示 | ◆ 重要事項を掲示していなかった。 |
| 5 | 秘密保持 | ◆ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認められた。 |
| 6 | アセスメント | ・ 介護予防サービス計画を作成する際、アセスメントを行っていない事例が認められた。 |
| 7 | サービス事業者からの報告の聴取 | ・ 介護予防居宅療養管理指導事業者から報告を聴取していない事例及び、介護予防福祉用具貸与事業者から1月に1回報告を聴取していない事例が認められた。 |
| 8 | モニタリングの結果の記録 | ・ 特段の事情がないにもかかわらず、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していない事例が認められた。 |
| 9 | 評価 | ・ サービスが終了したにもかかわらず、介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価していない事例が認められた。 |
| 10 | 主治の医師等の意見を求めること | ・ 利用者が医療サービス(介護予防通所リハビリテーション)を希望した際に、担当職員が主治の医師等に意見を求めている事例が認められた。 |

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

3 介護予防型訪問

| 番号 | 分類 | 指摘内容 |
|----|-------|---|
| 1 | 秘密保持等 | ・ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認められた。 |

II 書面検査(福祉用具貸与)

| 番号 | 分類 | 指摘内容 |
|----|--------------|-----------------------------------|
| 1 | 福祉用具専門相談員の員数 | ・ 福祉用具専門相談員を常勤換算方法で、2以上配置していなかった。 |